

旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業（以下「事業」という。）助成券を取り扱う事業者（以下「指定事業者」という。）の指定基準及び指定事業者の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定事業者)

第2条 指定事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

- (1) 旭川市「物品購入等入札参加資格者名簿」の営業種目「3500 その他の委託・役務業務」の取扱品目「3506 屋根雪下ろし・駐車場等除排雪業務(道路除雪を除く。)」に事業実施年度の9月1日時点で登録されていること。
 - (2) 旭川市内に本店又は支店若しくは営業所が所在すること。
 - (3) 2階建住宅の屋根雪下ろしができること。
 - (4) 旭川市入札参加資格者の指名停止を受けていないこと。
 - (5) 前年度に事業の指定取消の措置を受けていないこと。
- 2 前項第1号において、9月2日以降に登録された事業者であっても、第4条第3項で定める名簿の作成に差し支えない範囲内であれば指定することができる。
- 3 市長が特に必要と認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、指定しないことができる。

(申請)

第3条 指定事業者の指定を受けようとする者は、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者体制届出書（様式第2号）
- (2) 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者事業責任者届出書（様式第3号）
- (3) 組合等組織加盟事業者一覧（組合等組織のみ）（様式第4号）
- (4) 作業班別責任者名簿（様式第5号）
- (5) 標準的費用届出書（様式第6号）
- (6) 損害賠償補償申告書（様式第7号）

(指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、指定事業者として決定したときは、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者の指定について（様式第8号）により通知し、指定しないことを決定したときは、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者の申請結果について（様式第9号）により、指定しない理由を付して通知する。

- 2 前項により決定した指定事業者の指定期間は、指定を決定した日から指定を決定した日の属する年度の末日までとする。
- 3 市長は、第1項により決定した指定事業者について、申請の内容に基づき名簿を作成し、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項の規定により助成の決定を受けた世帯（以下「助成世帯」という。）に配付することにより、指定事業者を周知する。

(指定事業者証明書)

第5条 市長は、指定事業者及び作業班別責任者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 指定事業者 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者証明書（事業者用）

(様式第10号)

- (2) 指定事業者 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者証明書(作業班別責任者用)(様式第11号)

2 指定事業者は、事業に係る見積及び作業並びに助成券の受領を行うときは、助成世帯に対して指定事業者証明書を提示しなくてはならない。

(指定変更届出及び指定辞退)

第6条 指定事業者は、第3条に規定する書類の記載内容に変更が生じたときは、変更届(様式第12号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 指定事業者は、指定を辞退するとき、旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者辞退届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の遵守事項)

第7条 指定事業者は、申請書に記載した営業時間内において、作業依頼を受け付ける体制を整えておかなければならない。

2 指定事業者は、事業に関して誤解を招くような広告その他の営業行為を行ってはならない。

3 指定事業者は、指定を受けたことにより生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定事業者が遵守すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業に係る作業の見積り及び契約の遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 依頼者が助成世帯か否かを決定通知書等により確認すること。ただし、確認が困難なときは、必ず旭川市に確認するものとする。

イ 助成世帯に助成券対象額と自己負担額を明示した見積書を必ず提出することとし、この場合見積りは無料で行うこと。

ウ 指定事業者である組合等に加盟する個人又は企業は見積もりを行うときは、指定事業者名により見積書を提出すること。

エ 丁寧な対応を心がけ、助成世帯からの作業依頼があるまでは、一方的に作業を行わないこと。

(2) 事業に係る作業の遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 作業日時や作業内容等について、助成世帯と十分な打ち合わせを行い、双方の行き違いないように心がけ、契約に基づいた作業を行うこと。

イ 要綱第7条第2項に規定したもの以外の作業を行うときは、助成世帯に対して助成の対象とはならない作業であることを説明し、理解を得た上で作業を行うこと。

ウ 作業により助成世帯の家屋等に損害を与えたときは、指定事業者の責任において補償すること。

(3) 事業に係る助成券受領の遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 助成券左の本人控えに作業実施年月日を記載し、作業確認欄に作業実施事業者名及び作業責任者名の記載を行うこと。

イ 助成世帯から受け取った全ての助成券について、利用者確認欄に助成世帯員の押印又は署名を受けること。

ウ 助成券の額を超える分については、助成世帯から支払を受け、領収書を発行すること。

(報告)

第8条 指定事業者は、助成世帯から受領した助成券について旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業実績報告書(様式第14号。以下「報告書」という。)及び旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業実績報告内訳書(様式第15号。以下「報告内訳書」という。)を作成し、当該助成券を添付

した上で報告することとする。

- 2 前項で規定する報告は、助成券交付日から3月25日までの毎月の末日を締め日として、締め日翌月の10日までにを行うこととする。ただし、3月分については、3月25日を締め日とし、報告は3月31日までにを行うこととする。

(請求)

第9条 指定事業者は、報告書及び報告内訳書について旭川市の確認を受けた後、請求書(様式第16号)により請求を行うこととする。

(調査等)

第10条 市長は、指定事業者の業務履行等に関し必要があると認めるときは、随時に調査し、報告及び必要な措置をとることを求めることができる。

(不正受給)

第11条 市長は、指定事業者が不正に助成費用を受給したことを確認した場合は、その不正により受給した助成費用を返還させる。

(指定取消等)

第12条 指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の指定取消の措置をとる。

- (1) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
 - (2) 利用者との契約において、不誠実な行為が明らかになったとき。
 - (3) 助成券を不正な手段で入手し、請求を行ったとき。
 - (4) 偽造等の不法行為を行ったとき。また、偽造した助成券を使用し請求を行ったとき。
 - (5) 第10条で規定する市長の求めに、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 2 指定取消となった場合、指定取消日以後の当該年度の作業に対する助成は行わない。
- 3 指定取消日以後に予定されていた作業がある場合は、指定取消となった事業者より助成世帯に対して助成券が利用できない旨を説明し、助成世帯が別の指定事業者による作業を希望する場合は指定取消となった事業者の責任において別の指定事業者の手配をしなければならない。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。